

## 妊産婦アクセス支援事業の概要について

### 1 背景と目的

市内に在住する妊産婦が健診、診療及び分娩する場合は、基本的に気仙圏域の周産期母子医療センターである県立大船渡病院で受入れています。妊娠の継続や出産の状況によって母子に重大な予後が予想される妊産婦（以下、「ハイリスク妊産婦」という。）については、より高度な医療を提供する岩手医科大学等への通院や待機宿泊等が必要となり、これに要する費用は、現在、自己負担となっています。

このようなハイリスク妊産婦の方に対し、妊産婦健診、診察及び分娩の際に要した交通費及び宿泊費の一部を助成することにより、市民が安心して出産できる周産期医療提供体制を整備します。

### 2 実施主体

大船渡市

### 3 助成対象者

次の要件のいずれにも該当する人

- 市内に住所を有する人
- ハイリスク妊産婦であると医師が判断し、妊産婦健診、診療及び分娩のために、市外の周産期母子医療センターへの通院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊する必要がある人

### 4 助成対象経費

- 交通費  
市外の周産期母子医療センターまでの交通費（公共交通機関、タクシー、自家用車いずれも可）
- 宿泊費  
妊産婦健診、診察及び分娩により周産期母子医療センター近隣の宿泊施設に待機宿泊した際に負担した宿泊費

### 5 助成額

1回の分娩当たり5万円を上限とします。

### 6 助成対象期間

助成対象者が、市外の周産期母子医療センターでの妊産婦健診等を開始した日から終了した日までの期間とします。

また、令和6年4月1日以降に通院や出産した方についても、本事業を適用します。

### 7 事務日程

令和6年9月26日 市議会第3回定例会

※補正予算案可決後、事業の実施に向け準備を進める予定です。

令和6年10月上旬 事業開始の予定